

建築の手順について

建築する場合は、次の手順にしたがってください。

(1) 地区計画区域内
における行為の
届出書

昭和町
都市整備課

(2) 適合通知書

建 築 主

(3) 建築確認申請書
適合通知書 (写)

昭和町経由
山梨県庁 または
中北建設事務所
建築主事 または
民間確認検査機関

(1) 地区計画区域内における行為の届出書

提出期間・・・工事着手の30日前まで

提出図書・・・*地区計画区域内における行為の届出書

*提出図書一式

*町長が特に必要と認めた図書

提出先・・・・昭和町都市整備課（2部）

* 建築物に関する図書 *

添付 書類	図 書 名 称	昭和町都市整備課
1	地区計画区域内の行為の届出書	
2	地区計画のチェックリスト	
3	委 任 状	
4	区 域 区 分 図	
5	公 図	
6	付 近 見 取 図	
7	配 置 図	
8	求 積 図	
9	各 階 平 面 図	
10	2 面 以 上 の 立 面 図	
11	建 築 物 の 色 彩 図	

(2) 昭和町都市整備課から適合通知書の交付

提出された設計図書について、地区計画の各条項と照合し、地区計画に適合していると判断された場合、昭和町都市整備課から適合通知書を交付します。

適合通知書の発行については、都市整備課から申請者または代理者へ連絡します。

注) 書類作成上の注意

- | | |
|-----------|---|
| 1.配置図について | 緑地計画、駐車スペース、外壁後退距離等を記入すること。 |
| 2.色彩図について | 外壁、屋根等の一部に色等を着色すること。 |
| 3.立面図について | 各階毎の高さ及び最高高さを記入すること。 |
| 4.申請者について | 申請者と土地所有者が異なる場合は、承諾欄に記入すること。 |
| 5.捺印について | 申請者及びチェックリストの印は同じハンを捺すこと。
図面については、設計者のハンを捺すこと。 |

許可までの流れ

添付書類作成の上 2 部提出（都市整備課）
審査終了後、申請人（代理人）に連絡

申請者（代理人）に適合通知書交付
（許可までに約 1 ～ 2 週間程度かかります）

地区計画適合通知書の写しを添付し建築確認申請手続き

*届出を行うときは、事前連絡をお願いします。

(3) 建築確認申請書の提出について

提出時期・・・建築工事着手前

提出図書・・・建築基準法に基づく建築確認申請書

(2) で交付された適合通知書の写し

注) 建築確認申請設計図書は、地区計画区域内における行為の届出書に提出した設計図書と同一設計図書を提出してください。

提出先・・・昭和町都市整備課 ※山梨県及び建設技術センターへ提出する場合のみ
民間確認検査機関

* 建築物に関する図書 (参考) *

添付 書類	図 書 名 称	
1	確 認 申 請 書	
2	建 築 計 画 概 要 書	
3	建 築 工 事 届	
4	委 任 状	
5	適 合 通 知 書 (1 部)	
6	付 近 見 取 図	
7	配 置 図	
8	各 階 平 面 図	
9	求 積 図	
10	2 面 以 上 の 立 面 図	
11	2 面 以 上 の 断 面 図	
12	地 盤 面 算 定 表	
13	基 礎 伏 図	
14	各 階 床 伏 図	
15	小 屋 伏 図	
16	構 造 詳 細 図	

注) 提出図書は建築基準法施行規則第1条による。

* (1) から (3) までの手続きを行い、必要に応じその他の関係法令の手続きを経たあと、工事を着工してください。